

入 札 公 告

沖縄県が発注する令和 8 年度沖縄県税納税通知書等作成業務に係る委託契約について一般競争入札（以下「入札」という。）に付するので、次のとおり公告する。

令和 7 年 12 月 26 日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

1 入札に付する事項

- (1) 件名 令和 8 年度沖縄県税納税通知書等作成業務委託
- (2) 契約の内容 入札説明書による。
- (3) 履行期間 契約締結日から令和 9 年 3 月 31 日まで。
- (4) 納入期限及び納入場所 入札説明書による。

2 入札参加資格 本件に係る入札に参加できる者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- (1) 営業年数が令和 8 年 1 月 1 日現在において 3 年以上であること。
- (2) 印刷又は印字等業務に関して直近 2 事業年度以上の営業実績を有していること。
- (3) 沖縄県税の滞納がないこと。
- (4) 処理工場が沖縄県内にあり、印字及び封入・封緘を同一建物内又は同一敷地内で行うことができること。
- (5) 地方公共団体の公共料金納付書等について、OCR 印字を含む印字実績があること。
- (6) OCR 用文字を印字可能なプリンタを 2 台以上保有しており、印字事故発生時等に、迅速に代替作業可能な体制を整えていること。
- (7) 封入・封緘機を 2 台以上保有しており、封入・封緘事故発生時等に、迅速に代替作業可能な体制を整えていること。
- (8) プライバシーマーク取得事業者又は ISMS 認証取得事業者であること。
- (9) 社会保険（労働保険、健康保険及び厚生年金保険）に加入する義務がある者については、これらに加入していること。
- (10) 雇用する労働者に対し、最低賃金額以上の賃金を支払っていること。
- (11) 労働関係法令を遵守していること。
- (12) 上記のほか、沖縄県が示した委託業務の内容を確実に遂行出来ること。

3 一般競争入札に参加することができない者

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項に規定する者に該当する者及び同条第 2 項各号に該当すると認められる者で、その事実があった後 2 年間の範囲内で知事が定める入札参加停止期間を経過していない者。
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団、同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であってその役員が暴力団員である者。

4 申請の方法等

- (1) 申請の方法 当該業務の入札参加を希望する者は、次に掲げる書類を直接又は書留郵便により(2)に掲げる提出場所に提出するものとする。
 - ア 一般競争入札参加資格登録申請書
 - イ 法人にあつては、登記簿謄本
 - ウ 個人にあつては、本籍地の市町村長の発行する身元（分）証明書
 - エ 財務諸表（直近の決算報告書（貸借対照表、損益計算表及び利益処分計算書を含むこと。））
 - オ 沖縄県税について滞納がないことを示す納税証明書
 - カ 印刷又は印字等業務に関して、直近 2 事業年度以上の営業実績を証する書類
 - キ 地方公共団体の公共料金納付書等について、OCR 印字を含む印字実績を証する書類（契約書の写し等）

- ク プライバシーマーク又は ISMS 認証取得済みであることを確認出来る証書等の写し
- ケ 誓約書
- コ 労働保険に加入していることが確認できる書類（加入義務がない場合を除く）
- サ 健康保険・厚生年金保険に加入していることが確認できる書類（加入義務がない場合を除く）
- シ 社会保険に加入義務がないことについての申出書（加入義務がない場合）

- (2) 申請書等の入手場所及び提出場所並びに申請に関する問い合わせ先 沖縄県総務部税務課企画徴収班 〒900-8570 那覇市泉崎1丁目2番2号 電話番号 098-866-2101
- (3) 申請書の受付期間 この公告の日から令和8年1月23日（金曜日）まで（土曜日及び日曜日を除く。）とし、受付時間はそれぞれの日の午前9時から午後4時までとする。
- (4) 申請書等に使用する言語等 申請書等に使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

5 資格審査結果の通知 資格審査結果は、郵便により通知する。

6 資格の有効期間 入札参加資格を付与された日から契約締結日までとする。

7 資格審査申請事項の変更 入札参加者の資格を有する者は、当該資格の有効期限内に次に掲げる事項に変更があったときは、遅滞なく資格申請事項変更届を提出しなければならない。

- (1) 商号又は名称
- (2) 住所又は所在地
- (3) 氏名（法人にあっては、代表者の氏名）
- (4) 使用印鑑
- (5) 法人にあっては、資本金
- (6) 電話番号

8 資格の取消し等

- (1) 参加の資格を有する者が3に掲げる者に該当するに至った場合においては、当該資格を取り消し、又はその事実があった後、県が定める期間は競争入札に参加させない。
- (2) 入札参加資格を取り消したときは、当該資格者にその旨を通知する。

9 資格の適用範囲 この公告で定める入札に参加できる者の資格は、沖縄県が実施する令和8年度沖縄県税納税通知書等作成業務に係る一般競争入札に限り、適用する。

10 契約条項を示す場所及び期間

- (1) 契約条項を示す場所 沖縄県総務部税務課企画徴収班 〒900-8570 那覇市泉崎1丁目2番2号 電話番号 098-866-2101
- (2) 契約条項を示す期間 この公告の日から契約締結日まで（土曜日、日曜日及び祝祭日を除く。）の午前9時から午後4時まで

11 入札説明書等の配布 入札説明書等は、次のとおり配布する。なお、入札説明会は行わない。

- (1) 期間 この公告の日から令和8年1月23日（金曜日）まで（土曜日、日曜日及び祝祭日を除く。）とし、受付時間はそれぞれの日の午前9時から午後4時までとする。
- (2) 場所 沖縄県総務部税務課企画徴収班 〒900-8570 那覇市泉崎1丁目2番2号
- (3) 沖縄県ホームページからも入札説明書等のダウンロードが可能である。

12 入札執行の日時及び場所等

- (1) 入札の日時及び場所 令和8年1月30日（金曜日）午後2時 沖縄県庁13階第5会議室
- (2) 入札書の提出方法 入札書は、(1)の入札場所に持参すること。郵便、電報及び電送による入札は認めない。また、代理人入札の場合は、本人の委任状を提出すること。

- 13 入札保証金 入札金額の100分の5以上の金額を納付すること。ただし、次の(1)又は(2)のいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。
- (1) 保険会社との間に沖縄県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その証書を提出する場合
 - (2) 国（独立行政法人、公社及び公団を含む。）又は本県若しくは本県以外の地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模を概ね同じくする事項に係る契約を2回以上にわたって締結した実績を有し、これらのうち過去2箇年の間に履行期限が到来した2以上の契約を全て誠実に履行したことを国（独立行政法人、公社及び公団を含む）又は地方公共団体が証明する書面を提出したとき。
- 14 入札の無効 次の入札は、無効とする。
- (1) 入札参加資格のない者のした入札
 - (2) 同一人が同一事項についてした2通以上の入札
 - (3) 2人以上の者から委任を受けた者が行った入札
 - (4) 委任状を持参しない代理人のした入札
 - (5) 入札書の表記金額を訂正した入札
 - (6) 入札書の表記金額、氏名、印章又は重要な文字が誤脱し、又は不明な入札
 - (7) 入札条件に違反した入札
 - (8) 連合その他不正の行為があった入札
 - (9) 入札保証金が所定の金額に達しない者の行った入札
- 15 落札者の決定の方法
- (1) 有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。
 - (2) 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わないもの又はくじを引かないものがあるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
- 16 最低制限価格 設定しない。
- 17 その他
- (1) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨とする。
 - (2) その他詳細は、入札説明書による。